

# 摂津市いじめ防止基本方針（概要）

平成 26 年 4 月

摂津市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第 12 条の規定や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容に基づき、これまで教育委員会が示してきたいじめ防止に関する事項をあらためて確認・徹底するとともに、教育委員会・学校内での組織的な対応や家庭・地域・関係機関との連携などの取り組みの一層の強化を図るため、いじめ防止等のための対策の基本的な方針として策定するものとする。

## いじめ防止等のための基本的な方向



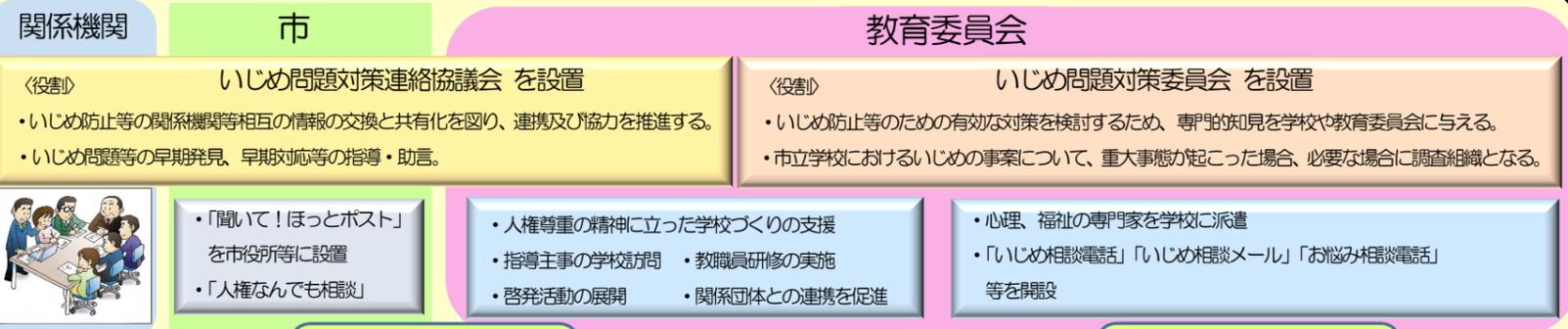
**【いじめ防止等のための基本理念】**  
いじめ防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを、児童生徒がいじめは絶対に許されない行為であることを十分に理解できるようにすること、及び家庭、学校、地域、その他の関係機関との連携の下、いじめ問題を克服することを旨として行わなければならない。

**【いじめ防止等のための基本的な考え方】**  
◎ いじめは、どの学校にも起こりうることであり、全ての児童生徒に関する問題である。そのため、いじめが発生したことを学校教育全体の課題として受け止め、被害を受けた児童生徒の人権を守るために迅速かつ組織的に対応する必要があること。

◎ すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの加害者、被害者だけでなく、周りのいわゆる「傍観者」や「観衆」にあたる子どもたちに対する指導の充実を図るとともに、子ども集団の人権意識を高め、子どもたちの自発的な活動によるいじめ防止の取り組みを推進する必要があること。

◎ いじめが学校内外を問わずに起こりうることであることから、教育委員会と市が連携して地域社会から広くいじめに関する情報提供を求めると、「オール摂津」での取り組みとして推進すること。

## 「オール摂津」でいじめ防止等の取り組みを推進



### 防止の取り組み

### 対応の取り組み

**【いじめ防止等のための学校の取り組み】**

- 学校いじめ防止基本方針の策定（国や市の基本方針を踏まえ策定する）
- いじめ対策委員会の整備（管理職及び教職員に、心理や福祉の専門家を加え、その機能の充実を図る）
- 人権尊重の学校づくりの推進
- 校内研修の充実
- 「生活アンケート」や個別面談の実施
- いじめの相談体制の整備と周知
- 出前授業等を活用した児童生徒への計画的な指導 など

**【いじめを認知した場合】**

- いじめ対策委員会による事実関係の把握聞き取りやアンケートの実施  
指導方針の決定 ⇒ 学校組織として対応
- 被害児童生徒への支援 保護者への説明
- 加害児童生徒への指導 保護者への説明
- 周りの児童生徒への指導（「傍観者」や「観衆」役の児童生徒に対して）
- 継続した見守りを行う
- 再発防止に向け、事象の検証、教訓化を図る

## 重大事態への対処

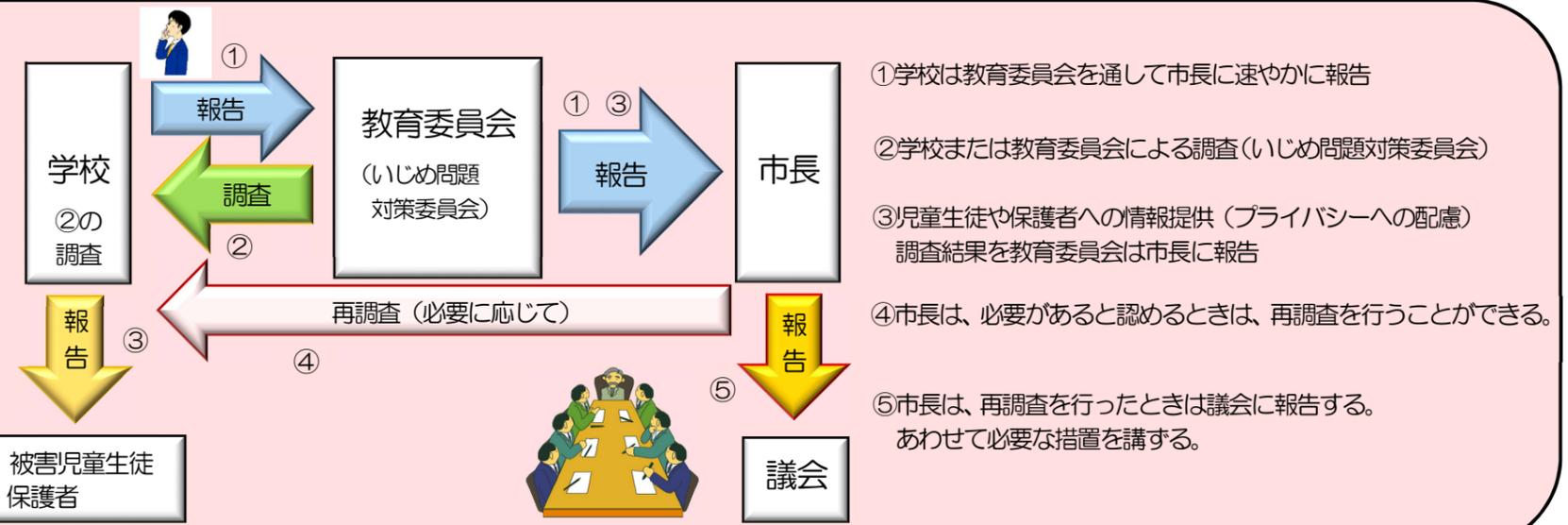
**【重大事態とは】**

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（いじめ防止対策推進法 第 28 条 第 1 項）



重大事態発生時の対応



- ①学校は教育委員会を通して市長に速やかに報告
- ②学校または教育委員会による調査（いじめ問題対策委員会）
- ③児童生徒や保護者への情報提供（プライバシーへの配慮）  
調査結果を教育委員会は市長に報告
- ④市長は、必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。
- ⑤市長は、再調査を行ったときは議会に報告する。  
あわせて必要な措置を講ずる。